

使用開始日
2018年4月16日



マッシュューズ・アジア株式ファンド 愛称: パシフィック・タイガー

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「マッシュューズ・アジア株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第324号

設立年月日: 1985年7月1日 資本金: 20億円(2018年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆1,083億円(2018年1月末現在)

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主として日本を除くアジア地域に関する株式(※1、※2)へ実質的に投資を行い、長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

- 主として、ルクセンブルグ籍外国投資法人「マシューズ・アジア・ファンズーパシフィック・タイガー・ファンドーIクラスシェア(JPY)円建投資証券」(以下「マシューズ・ファンド」といいます。)と「DIAM マネーマザーファンド受益証券」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
- マシューズ・ファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※1 アジア地域に関する株式とは、アジアに所在する企業に限らず、アジアの取引所に上場している企業、売上や利益、保有資産などで50%以上をアジア地域が占める企業またはアジア各国の政府関連企業などを含みます。

※2 DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

2 アジア経済の成長の恩恵を受けつつ、景気循環に大きく影響されることなく持続的な収益を生み出すと期待される銘柄を中心に、企業のファンダメンタルズや成長性等を総合的に勘案して投資銘柄を選別しポートフォリオを構築します。

3 株式の実質的な運用は、マシューズ・インターナショナル・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(以下「マシューズ・アジア」といいます。)が行います。

- マシューズ・アジアは、1991年に設立された、アジアに特化したアクティブ運用では米国最大級の運用会社です(2017年12月末時点)。

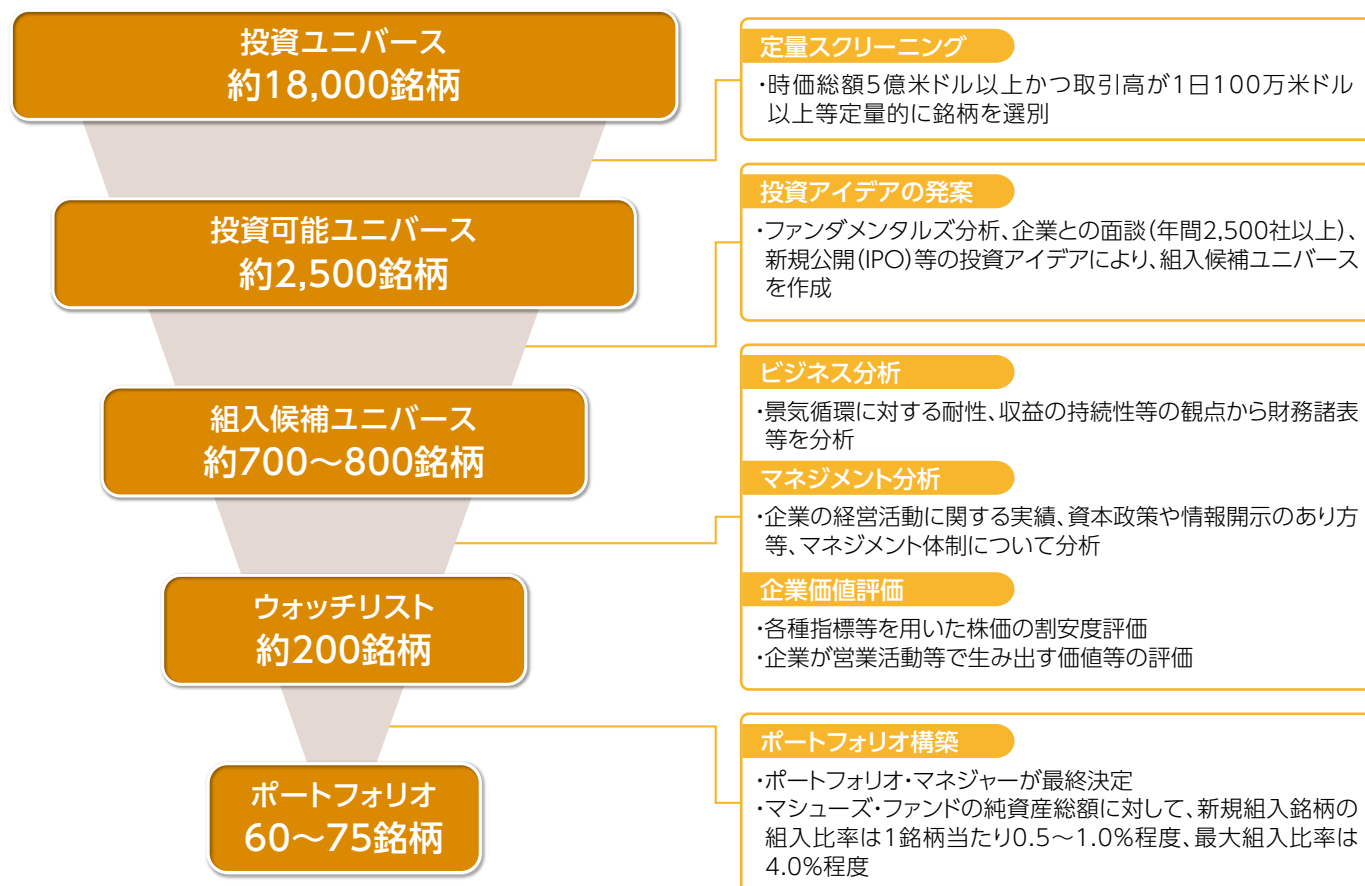
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

マシュース・アジアについて

- マシュース・アジアは、米国のサンフランシスコを拠点とするアジアに特化した運用会社です。
- 当ファンドの主な投資対象であるマシュース・ファンドの運用戦略は、マシュース・アジアの創業当初から運用されている旗艦戦略です。

運用プロセス



※上記銘柄数は今後変更になる可能性があります。

※2018年1月末時点でのマシュース・ファンドの運用プロセスであり、今後予告なく変更される場合があります。

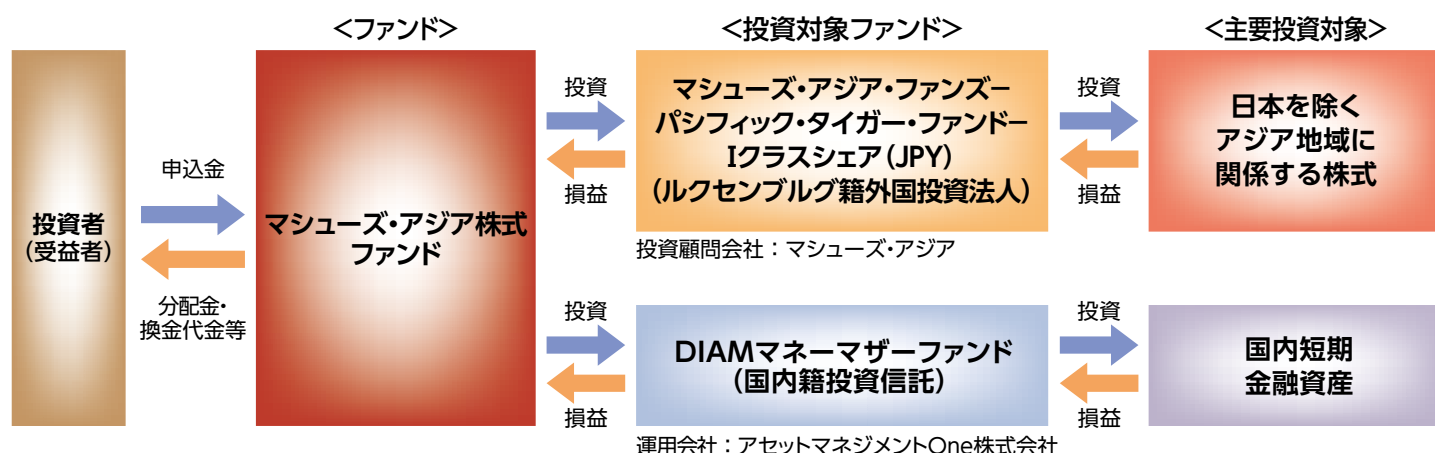
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

分配方針

年1回の決算時(毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

追加的記載事項

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

フ ァ ン ド 名	マシューズ・アジア・ファンズ・パシフィック・タイガー・ファンド-Iクラスシェア (JPY)
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／外国投資証券 (円建て)
主 要 投 資 対 象	日本を除くアジア地域に関係する株式を主要投資対象とします。
投 資 態 度	①主として、日本を除くアジア地域に関係する株式に投資を行うことで、長期的な値上り益を獲得することをめざします。 ・中国A株または中国B株への投資は、原則として各々10%を上限とします。 ②アジア地域に関係する株式とは、アジアに所在する企業に限らず、アジアの取引所に上場している企業、売上や利益、保有資産などで50%以上をアジア地域が占める企業、またはアジア各国の政府関連企業などを含みます。
主 な 投 資 制 限	・同一発行体による有価証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・有価証券の空売りは行いません
主 要 関 係 法 人	・投資顧問会社:マシューズ・インターナショナル・キャピタル・マネジメント・エルエルシー ・管理事務代行会社兼保管銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)S.C.A
申 込 手 数 料	ありません。
信 託 報 酬 等	純資産総額に対して年率0.90%程度 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。
そ の 他 費 用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。

※上記外国投資証券については、資金流入にともない発生する取引費用などによる当該外国投資証券の純資産への影響を軽減するため、純資産価格の調整が行われることがあります。純流入額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が上方へ調整され、逆に純流出額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が下方に調整されます。したがって、資金流入の動向が純資産価格に影響を与えることになります。

フ ァ ン ド 名	DIAMマネーマザーファンド
形 態	国内籍投資信託(親投資信託)
主 要 投 資 対 象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投 資 態 度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関 ^(*) の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAAー格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信 託 報 酬	ありません。

○DIAMマネーマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資するアジア地域に関する株式は、一般に先進国株式と比べ株価変動が大きい傾向があります。このため、基準価額が大きく下落する場合があります。また、当ファンドは実質的に個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため、為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドが実質的に投資を行うアジア地域に関する株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、一般的に先進国経済と比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きくなると予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資する場合、先進国の株式と比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行者に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2.投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

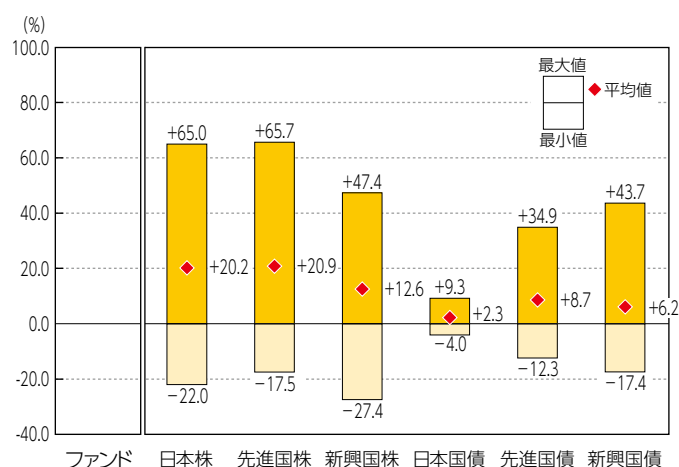
2.投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド：有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

代表的な資産クラス：2013年2月～2018年1月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はあります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考)

■ マシュース・ファンドの主要な資産の状況 [データの基準日：2018年1月31日]

※マシュース・アジアのデータをもとに作成しております。

※比率(%)は、組入株式評価額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国／地域	業種	比率
1	中国平安保険	中国／香港	金融	3.6%
2	テンセント・ホールディングス	中国／香港	情報技術	3.3%
3	百度	中国／香港	情報技術	3.0%
4	シノファーム・グループ	中国／香港	ヘルスケア	2.9%
5	セントラル・パタナ	タイ	不動産	2.8%
6	華潤ビール	中国／香港	生活必需品	2.6%
7	ベトナム乳業	ベトナム	生活必需品	2.5%
8	DKSHホールディング	スイス	資本財・サービス	2.5%
9	DBインシュアランス	韓国	金融	2.5%
10	コタック・マヒンドラ銀行	インド	金融	2.4%

■ DIAMマネーマザーファンドの主要な資産の状況 [データの基準日：2018年1月31日]

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	比率
1	71回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.400000	2018/12/25	9.83%
2	1回 政保地方公営企業金融機構債券	特殊債券	日本	1.600000	2018/10/16	9.82%
3	194回 政保中小企業債券	特殊債券	日本	1.500000	2018/9/18	9.80%
4	199回 政保預金保険機構債券	特殊債券	日本	0.100000	2018/10/16	9.71%
5	14回 政保中部国際空港債券	特殊債券	日本	0.400000	2018/3/7	7.77%
6	112回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.100000	2020/7/31	2.99%
7	55回 政保関西国際空港債	特殊債券	日本	1.300000	2019/3/25	2.86%
8	26年度4回 静岡県公募公債	地方債証券	日本	0.209000	2019/6/24	1.44%
9	27年度2回 千葉県公募公債	地方債証券	日本	0.177000	2020/5/25	1.43%
10	27年度 京都府京都みらい債	地方債証券	日本	0.100000	2020/9/2	1.33%

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間：販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間：原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：2018年5月1日から2018年5月23日まで 継続申込期間：2018年5月24日から2019年8月15日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、投資を行った投資信託証券の換金停止があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2028年5月15日まで(2018年5月24日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とするマシューズ・ファンドが存続しないこととなる場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・マシューズ・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・マシューズ・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購 入 時 手 数 料	購入価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	フ ァ ン ド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0044%(税抜0.93%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.30%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする外国投資法人	マッシュューズ・ファンドの純資産総額に対して年率0.90%程度 ^(注) (注)ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。		
	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.9044%(税抜1.83%)概算 ※上記はファンドが投資対象とするマッシュューズ・ファンドを高位に組み入れた状態を想定しています。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は その都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするマッシュューズ・ファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年1月末現在のものです。
※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

